

第 2 次相模原市図書館基本計画  
(案)

相模原市教育委員会

## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 図書館を取り巻く状況	
1 社会的背景	3
2 国の動向	5
第3章 相模原市図書館の現状	
1 本市図書館の概要	7
2 図書館サービスの状況	10
3 本市図書館の課題	17
第4章 基本的な考え方	
1 基本理念	20
2 基本目標	20
第5章 施策の方向・主な施策	
1 基本目標1 生涯にわたる豊かな学びを提供する図書館	22
2 基本目標2 市民や地域に活力を与える図書館	26
3 基本目標3 子どもが読書を楽しみ「生きる力」を育む図書館	28
4 基本目標4 将来にわたり進化し続ける図書館	30
第6章 計画の推進に向けて	
1 成果指標	33
2 進行管理	34

### 用語の定義

本計画において使用している「資料」については、特定のものを指す場合を除き、図書のほか、新聞、雑誌、視聴覚資料その他必要な資料を指すものとします。

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

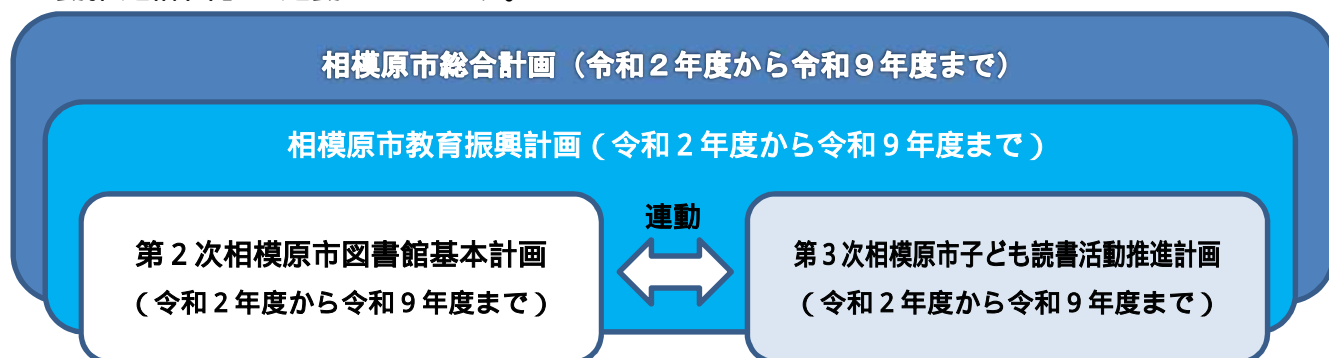
高度情報化の急速な進展や人口減少の進行、人生100年時代と言われる長寿化など、様々な社会情勢の変化に直面する中、市民一人ひとりが主体的に“学び”“考え”“判断”し、変化に対応することが求められています。こうした中、多くの資料や情報の蓄積を有する図書館においては、生涯にわたる多様な学びを提供するとともに、身近な情報拠点として、市民や地域の課題解決に向けた支援など、市民の暮らしの充実や活力のある地域づくりにおいて役割を果たすことが重要となっています。

本市では、「市民や地域に役立つ図書館」を基本理念とする相模原市図書館基本計画を平成22年3月に策定し、図書館施策を推進してきました。

現計画の計画期間終了に当たり、基本的な考え方は継承しつつ、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応し、効果的で計画的な図書館施策や事業展開を図るため、第2次相模原市図書館基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「相模原市総合計画」の教育に関する部門別計画である「相模原市教育振興計画」の施策分野別計画として位置付けるものです。また、図書館、学校、関係機関、家庭及び地域が一体となって、子どもの自主的な読書活動を支える環境を更に充実させるために策定する「第3次相模原市子ども読書活動推進計画」と連動しています。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和9年度までの8年間とします。図書館は、計画の進捗状況について、年度ごとに成果指標等を検証し、次年度の取組や事業に生かしていくとともに、計画策定後の社会情勢、図書館を取り巻く環境の変化等に応じ、適宜、計画の見直しを行っていきます。

## 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。



SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センターWEBサイト

### 本計画において特に関連の深いゴール



SDGsの理念に基づきながら、各施策に取り組むとともに、計画の推進がSDGsの達成に寄与することが求められます。

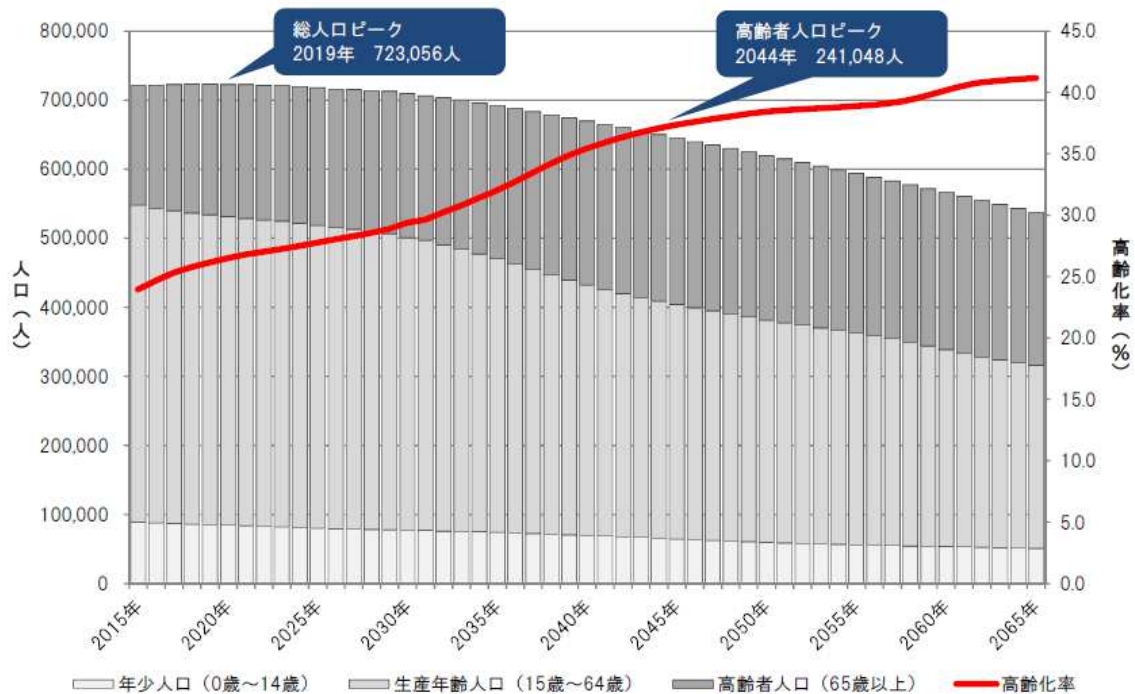
## 第2章 図書館を取り巻く状況

### 1 社会的背景

#### ・人口減少、少子高齢化

本市の人口は、2019年をピークに減少に転じ、2065年には、ピーク時の約4分の3にまで減少すると推計されています。

年齢別では、65歳以上の高齢者人口が増加し、2015年に24.0%だった高齢化率は2065年には41.2%まで上昇する一方で、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）は一貫して減少する見込みです。



【出典：2015年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計】

#### ・人生100年時代の到来

日本の平均寿命は、2017年で男性81.09年、女性87.26年でした。今後、男女とも平均寿命はさらに延びて、2065年には男性84.95年、女性91.35年になると推計されています。

また、ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子どもの半数が、107歳より長く生きると推計されており、人生100年時代においては、誰もが生涯を通じて学び続け、その成果を生かして活躍できる社会をつくるのが重要と考えられます。

・グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）

人口減少や高齢化が進展する中で、グローバル化が急速に進んでいます。こうした中、本市における外国人数は増加が続いており、多文化共生に向けた取組がより重要なものとなっています。また、環境や経済など様々な分野の課題が地球規模で相互に影響を及ぼす状況となってきました。このようなことから、平成27（2015）年の国連サミットでは令和12（2030）年までの国際目標として、貧困、飢餓、教育、雇用、環境など17のゴール、169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択し、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。特に教育については、「すべての人々への包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進すること」が求められています。

・情報化の急速な進展、読書環境の変化

インターネットの普及に加え、近年、スマートフォンやタブレット、それらを活用したSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が著しく進んでいます。インターネット上の情報量の増加に加え、情報通信手段が多様化したことで、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になりました。一方で、膨大な情報から必要な情報を選択し活用できる能力が一層必要となっています。

また、電子書籍元年と言われる平成22年以降、電子書籍（\*1）の利用が進んでいることに加え、音声読み上げや文字拡大機能を有することから、通常の活字での読書が困難な方に対して有用な資料としてもその普及が求められています。

---

\*1 電子書籍 …インターネット上に電子化された出版物をパソコン、スマートフォン、電子書籍リーダー等を用いて閲覧をするもの

## 2 国の動向

### ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成24年12月に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示・施行されました。これは平成13年の告示「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を全面改正したものです。

知識基盤社会において、図書館は地域の情報拠点として重要な役割を担うことが明記されるとともに、住民の生活や仕事に関する課題及び地域の課題の解決に向けた活動への支援が重視されています。

また、利用者に対応したサービスの充実として、乳幼児とその保護者へのサービス及び図書館への来館が困難な者に対するサービスが新たに盛り込まれました。

### ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者を含むあらゆる人が社会で平等に生きていくことを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成25年法律第65号）が平成28年4月に施行されました。

図書館では、これまでも誰もが利用しやすい読書環境の提供に努めてきましたが、この法律により、公立図書館を含む公的機関には、障害者への合理的配慮（\*2）が義務付けられました。

### ・国の第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画

平成30年4月に閣議決定された第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、中学生までの読書習慣が不十分、高校生になり読書の関心度合いの低下、スマートフォンの普及等による読書環境への影響の可能性という現状分析の下、発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成する施策の推進が求められています。

また、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実する必要があるとしています。

---

\*2 合理的配慮 …障害のある人が利用に当たって配慮を求めた際に、負担になりすぎない範囲で障害にあった配慮を行うこと。

・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

文部科学省から諮問を受けた中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」（平成30年12月）においては、今後の社会教育施設について、「住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の拠点としても位置付けるべき」と述べられています。

また、図書館に関しては、「人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められる。さらにはまちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される」としています。

・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）が、令和元年6月に施行され、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することとなりました。



### 第3章 相模原市図書館の現状

#### 1 本市図書館の概要

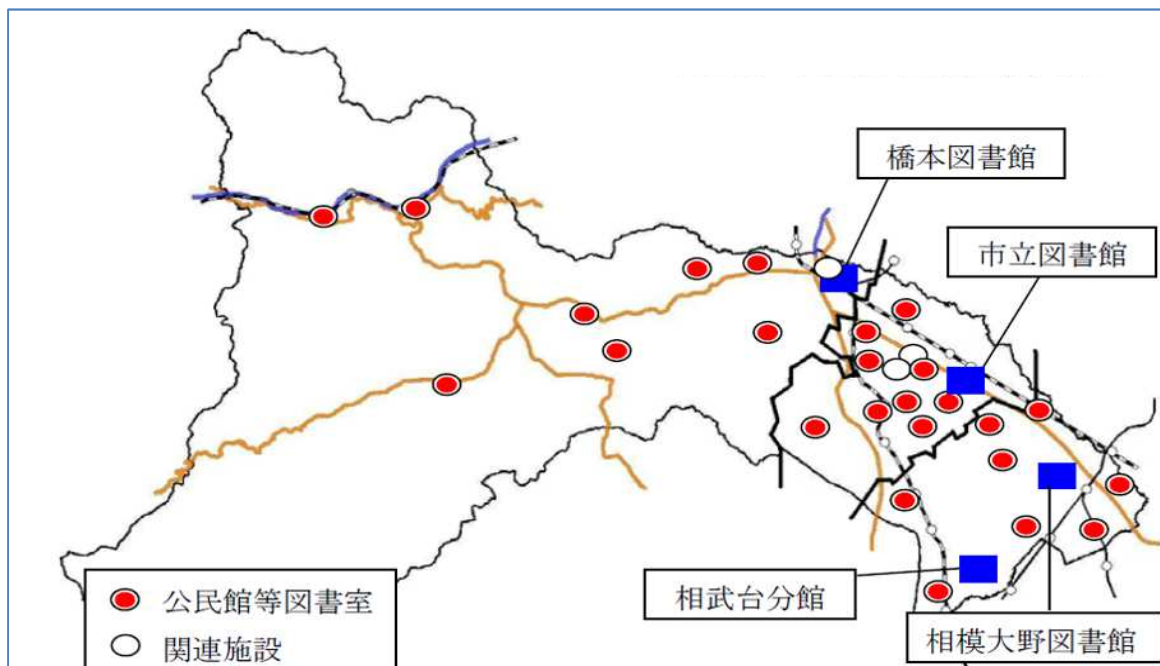
本市では、市立図書館、相模大野図書館及び橋本図書館（以下「3図書館」という。）と相武台分館を整備しており、これらの図書館と、市内にある25の公民館等図書室、関連3施設（視覚障害者情報センター、ソレイユさがみ情報コーナー及び総合学習センター）を、オンラインシステム及び配送網でつなぎ、市内図書館・図書室のどこからでも、貸出しや返却、取寄せなどが行える図書館ネットワークを構築しています。

平成30年度実績では、市全体で約145万冊の蔵書を有し、登録者は約19万人、個人貸出が約262万点、3図書館に約187万人の来館がありました。

#### <各図書館の概要>

館名	市立図書館	相模大野図書館	橋本図書館	相武台分館	
開館年月日	昭和49年11月20日	平成2年1月9日	平成13年9月29日	昭和54年4月1日	
所在地	中央区 鹿沼台2丁目13番1号	南区 相模大野4丁目4番1号 (グリーンホール相模大野内)	緑区 橋本3丁目28番1号 (ミウイ橋本内)	南区 新磯野4丁目8番7号	
建物延面積	4,111.5 m <sup>2</sup>	専用面積 2,788.0 m <sup>2</sup>	専用面積 2,784.4 m <sup>2</sup>	315.0 m <sup>2</sup>	
図書館資料	図書	350,812 冊	301,416 冊	319,784 冊	43,254 冊
	一般書	263,338 冊	225,831 冊	254,722 冊	25,154 冊
	児童書	87,474 冊	75,585 冊	65,062 冊	18,100 冊
	視聴覚資料	11,966 点	12,146 点	15,038 点	
	新聞	39 紙	47 紙	40 紙	9 紙
	雑誌	252 誌	243 誌	261 誌	48 誌

< 市内の図書館・公民館等図書室配置図 >



公民館等図書室

… 23の公民館図書室と串川ひがし地域センター図書室、青野原図書室をあわせた25室

・ 開館時間・休館日

開館時間	市立図書館 相模大野図書館 橋本図書館	午前10時30分～午後8時 ・土曜日・日曜日・休日は午後6時まで ・相模大野図書館4階「こどもの本フロア」は午後6時まで ・12月28日は午後5時まで
	相武台分館	午前9時～午後5時
休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日（休日に当たる場合は、翌日の火曜日）</li> <li>・毎月第2木曜日 { 1月及び4月を除く。（休日に当たる場合は、その翌日）}</li> <li>・年末年始（12月29日～1月4日）</li> <li>・蔵書点検期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>4月5日～4月11日（相模大野図書館、橋本図書館）</li> <li>4月12日～4月18日（市立図書館、相武台分館、公民館等図書室）</li> </ul> </li> </ul>	

・運営体制

平成19年には相模大野図書館で、続いて平成21年には橋本図書館、平成24年には市立図書館で窓口業務委託を導入し、民間の持つノウハウを活用したサービスの向上と効率的な図書館運営に努めています。

また、相模原市立図書館条例(昭和39年相模原市条例第31号)では、3図書館を並列に位置付けていますが、市立図書館は、相模大野図書館や橋本図書館との連絡調整や図書館ネットワークの管理、図書館事業評価の実施など市全体に関わる企画機能の一部を担っています。

## 2 図書館サービスの状況

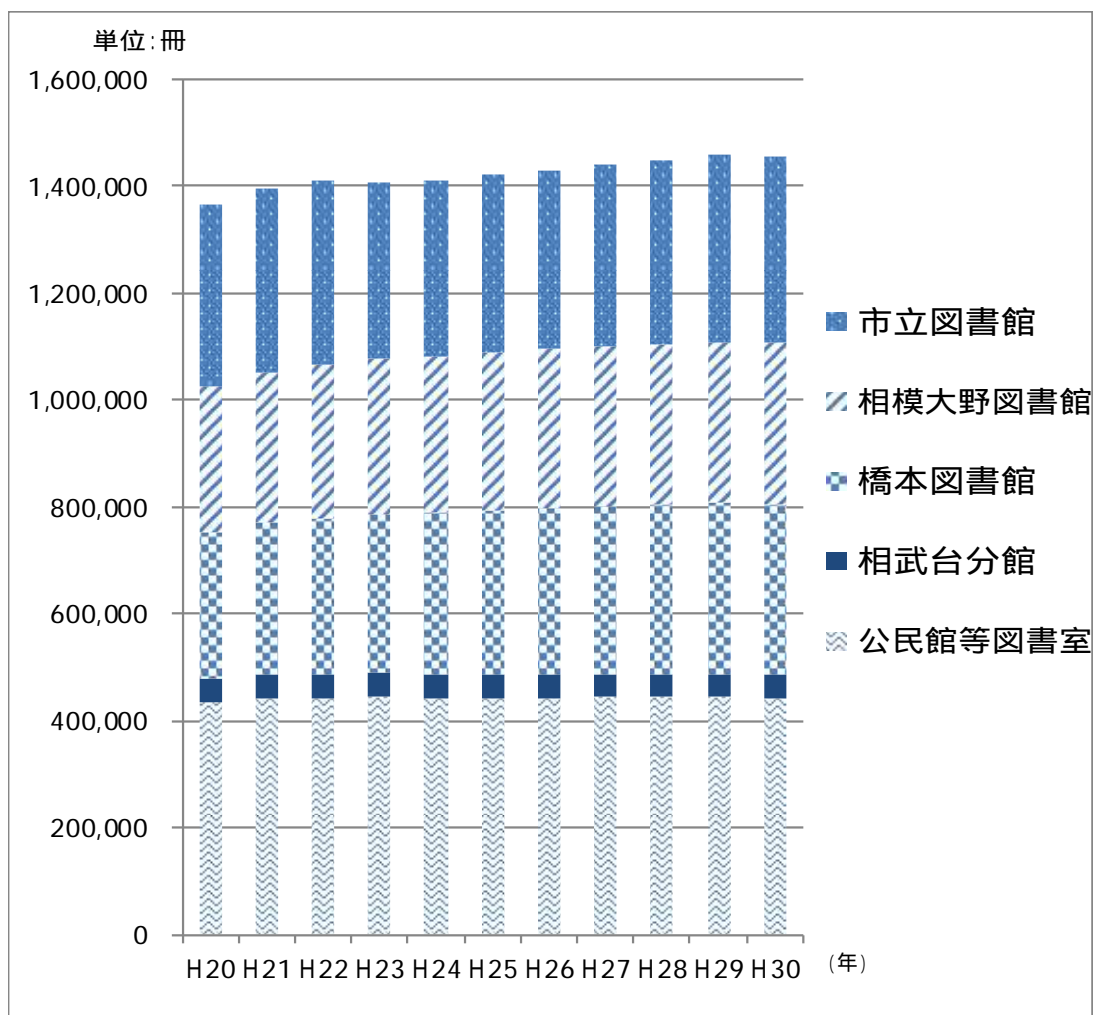
### (1) 蔵書の状況

各図書館・図書室において、資料収集を進め、全市で約145万冊を所蔵、市民一人当たりの蔵書冊数は、2.0冊となっています。

平成30年度に実施した市政モニターアンケートでは、図書館サービスについて不満、やや不満と感じる理由について、「新しい図書資料が少ない(71.4%)」が最も多く、続いて「利用したい図書資料が少ない(64.3%)」でした。

こうした現状を踏まえ、図書館サービスの根幹となる蔵書については、引き続き、社会の動きや市民ニーズを捉えながら充実に努める必要があります。あわせて、本市の図書館の資料収容能力は飽和状態にあり、資料の保存機能の検討が必要となっています。

#### <蔵書冊数の推移>



## (2) 利用の状況

### ・貸出し

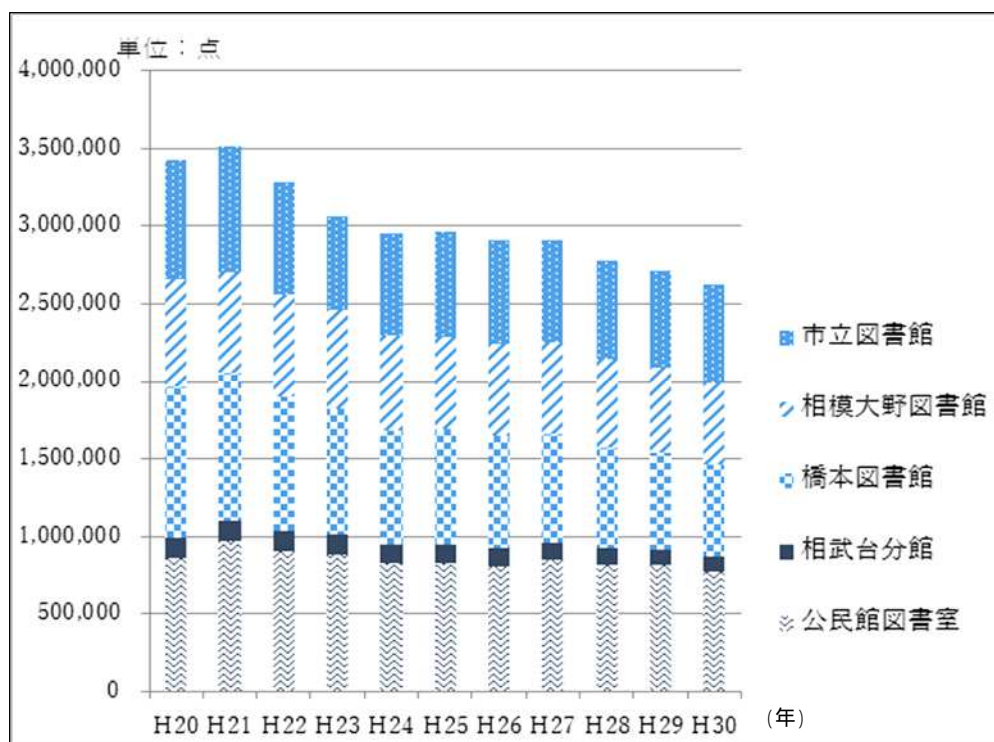
平成30年度の貸出総数は、約262万点で前年度比3%減、また、市民一人当たりの貸出数は3.6点で前年度比0.2点減となっています。本市における貸出数及び市民一人当たりの貸出数は、平成21年度をピークに減少が続いています。

施設別での状況は、公民館等図書室ではピーク時より20%減、3図書館及び分館では27%減と公民館等図書室の減少率の方が低く、地域における身近な図書室として利用が定着していることが考えられます。

年齢別に見ると、70歳以上は増加、他の年代では減少しており、特に、19歳～29歳及び30歳台の減少が大きくなっています。

図書館における貸出数については、他自治体でも減少傾向が見られ、近年のインターネットやスマートフォンの普及を背景に、情報収集方法の変化や読書離れが進んでいることが要因と考えられますが、図書館が担う市民の生涯にわたる学習を支え促進する役割を踏まえ、多様化するニーズへの対応など利用促進に向けて取り組む必要があります。

### < 貸出数の推移 >

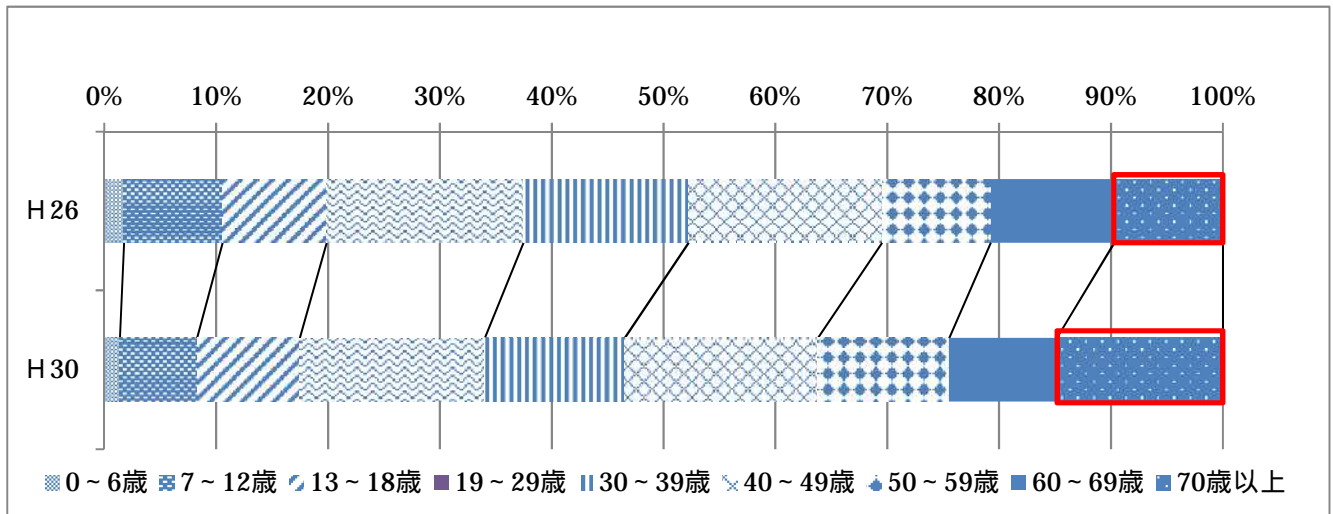


・利用登録

登録者数は、平成30年度末で約19万人、市民登録率(市内在住登録者数/人口)は22.7%で、平成26年度と平成30年度の比較では、わずかながら増加傾向にあります。

年齢別に見ると、登録者が多い年代は、上位から「40歳台」、「19歳～29歳」、「70歳以上」となっています。「70歳以上」で増加率が高く、平成26年度からの5年間で、50%を超える増加となっています。

<登録者の年齢別割合>

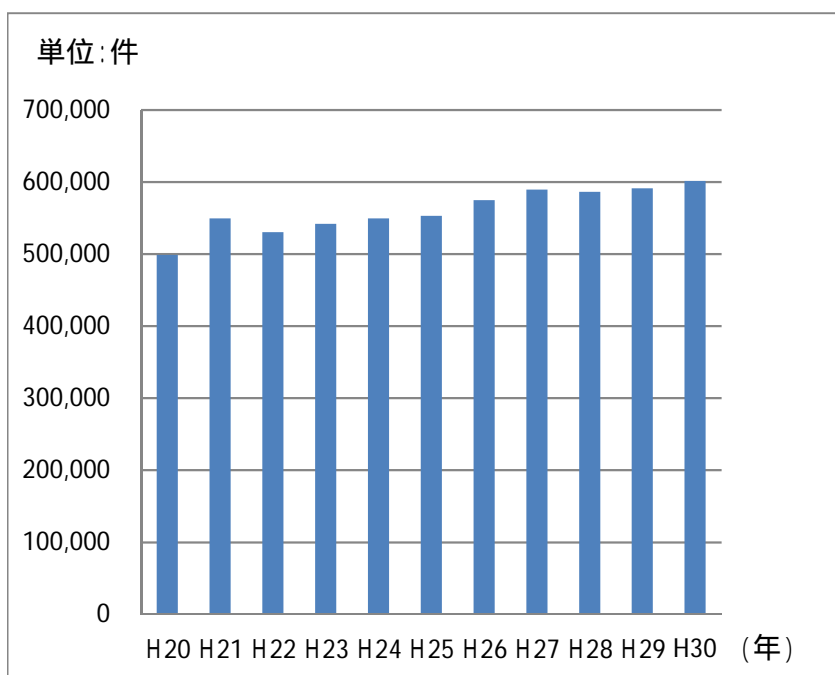


・予約・リクエスト

貸出中や未所蔵等の場合に、予約やリクエストにより利用者の要望に応えるサービスを実施しています。市内の図書館・図書室で所蔵していない場合は、県内公共図書館との相互貸借や購入等により提供に努めています。

平成19年9月にインターネット予約を導入し、図書館に来館することなく手続きが行えるようになりました。利便性の向上と近年のインターネットやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、受付件数は年々増加し、平成30年度は約60万件と、平成20年度からの10年間で約20%増加しています。

< 予約・リクエスト受付件数の推移 >



(3) 各種サービスの実施状況

・レファレンスサービス

レファレンスサービスは、利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービスのことで、閲覧や貸出しと並ぶ図書館の主要な機能です。

図書館では、様々な調査・研究ニーズに対応するため、参考図書(\*3)やオンラインデータベース(\*4)等のレファレンスツール(\*5)の充実を図るとともに、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの運用開始、レファレンス事例のホームページでの公開やパスファインダー(調べ物案内)の提供等を行ってきました。

\*3 参考図書 ...辞(事)典、年鑑、便覧等で、通読するのではなく必要な箇所だけ読めばよい資料

\*4 オンラインデータベース ...インターネットを経由して利用できるデータベース

\*5 レファレンスツール ...レファレンスサービスに必要な辞(事)典、年鑑、便覧等の資料や情報源

平成30年度は、3万5千件を超える相談受付がありました。平成20年度からの推移では、約3万件から3万8千件の利用があり、貸出冊数が減少する中で一定水準を保っています。

平成30年度の市政モニターアンケートでは、レファレンスサービスを知っていると回答した人は約3割で、その認知度向上も重要と考えます。

#### ・児童、青少年サービス

第2次相模原市子ども読書活動推進計画(計画期間:平成23年度~平成31年度)に基づき、自ら進んで読書に親しむ子どもの育成に向けて、子ども及び子どもを取り巻く大人たちへの様々な取組を行ってきました。

子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくりとして、ボランティアとの協働により子どもの発達段階に応じた定例のおはなし会を継続して行うとともに、わらべうた会や紙芝居会、子ども読書の日記念事業「キッズフェスタ」等、様々な形態の事業を実施しています。

中高生に向けては、人気の高いマンガの集中的な購入や、学校案内パンフレットの収集・展示など、中高生に需要のある蔵書の整備に取り組んできました。あわせて、中高生によるブックリストの発行など、中高生が主体的に参加できる事業を実施し、想像力や表現力を育む機会と交流の場の提供を図っています。

学校との連携として、職業体験や施設見学の受入れを行うほか、学校における学習活動を支援するため、平成24年度から配送サービスを活用した「学校支援図書セット(\*6)」の貸出しを開始しました。

子どもの読書活動推進に当たって欠かせない存在であるおはなし会等に携わるボランティアについて、養成のための講座や勉強会の開催、読み聞かせ専用資料(大型絵本・大型紙芝居・布絵本)の貸出しを行い、活動の支援に努めています。

---

\*6 学校支援図書セット ...学校及び学校図書館支援の一環として、授業や学級文庫で活用してもらうためにテーマごとに30冊程度の資料を整備し、宅配業者への委託により、申請のあった学校へ配送する制度



#### ・障害者サービス

障害のある方に向けたサービスでは、録音図書やD A I S Y（デイジー）（\*7）など障害者用資料の収集や提供のほか、ボランティアの協力による対面朗読の実施、布絵本の貸出し等サービスの充実に努めてきました。

近年、通常の活字による読書が困難な方へ有用な資料として、L Lブック（\*8）、マルチメディアD A I S Y（\*9）の普及が進んでいます。また、読書バリアフリー法では、視覚等に障害のある方にとってアクセシブルな資料として電子書籍の量的拡充・質の向上を基本理念において掲げています。こうした状況を十分に踏まえ、図書館では、障害に応じた様々な形態の資料の充実や関係機関との連携、利用環境の整備等に積極的に取り組むことが必要です。

#### ・高齢者サービス

図書館利用登録者に占める70歳以上の割合は約15%、60歳台の割合は約10%、あわせて約4分の1で増加傾向にあります。図書館では、高齢者向けに大活字本や朗読CDの収集や、シニア向けコーナーの設置等を行ってきました。今後も高齢者の利用の増加が見込まれる中、定年後も働く方の増加や、地域参加や生涯学習のきっかけ、居場所づくりなど、社会の動きや高齢者のニーズを把握しながら充実に努める必要があります。

---

\*7 D A I S Y ...活字による読書が困難な方のために、印刷物からデジタル録音資料を作成するシステム。D A I S Y録音資料は、C D-R O Mを媒体として製作されることが多い。再生には専用機器が必要

\*8 L Lブック ...知的障害などにより言語理解に困難がある人が、読みやすく、わかりやすいことを目指して編集された本。「L L」とは、スウェーデン語で、「やさしく読める」の意味の略語

\*9 マルチメディアD A I S Y ...音声だけではなく、本文のテキストと画像が音声と同期している電子図書

・多文化サービス(\*10)

国際化の進展を踏まえ、外国語図書の提供を行っており、平成30年度末で英語、中国語及び韓国・朝鮮語を中心に、約1万8千冊(外国語絵本含む。)を所蔵しています。その他に外国語新聞や雑誌の提供を行っています。今後増加が見込まれる外国人市民(\*11)に向けて、幅広い言語での資料収集や日本語学習資料の充実、生活に役立つ情報提供、外国人市民が利用しやすい館内サインの整備等に積極的に取り組むことが必要となっています。加えて、多文化共生社会の実現に向けて、日本人の国際理解に資する取組にも、資料や情報の提供を通じて役割を果たしていく必要があります。

(4) 広報活動

図書館では、各館での広報誌(館報発行)を定期的に発行するとともに、図書館ホームページにおいて、各種行事や資料の企画展示などの情報発信に努めています。図書館ホームページは、令和元年6月にリニューアルし、10代の若い世代に向けたコーナーの新設やこども向けコーナーの充実を行いました。また、平成27年度からSNSの運用を開始しています。今後も、多様な媒体での効果的な情報発信に努めるとともに、図書館未利用者を意識した取組が必要と考えます。

---

\*10 多文化サービス ...在住外国人を対象としたサービスのこと。また、国際化に対応した住民相互の多文化理解に役立つサービスも含む。

\*11 外国人市民 ...外国籍の市民だけでなく、国籍が日本であっても外国文化を背景に持つ市民(海外からの帰国者、国際結婚により生まれた人、日本国籍取得者など)も含む。

### 3 本市図書館の課題

#### ・図書館利用の促進

貸出数など利用の減少を踏まえ、市民の多様なニーズを捉えながら、蔵書構築及びその活用や、居心地の良い空間などの利用環境の充実、利便性の向上に継続して取り組む必要があります。利用の促進に当たっては、図書館未利用者や若い世代に向けた働きかけ、また、子どもに向けた取組による未来の図書館ユーザー育成といった視点も重要です。

#### ・図書館ネットワークの充実

市域が広く、その中に都市部と中山間地域を持つ本市の特性や高齢化の進展を踏まえ、市民にとって身近な場所における図書館サービスの向上が求められています。

公民館等図書室は、図書館とオンラインシステム及び配送網でつなぐられ、市内図書館・図書室のどこからでも、取寄せなどが行える利点があります。一方で蔵書数など機能に限りがあることから、図書館との連携強化により蔵書の魅力化を図るなどサービスの充実に努めていく必要があります。

加えて、広い市域において図書館サービスが十分に行き届いていない地域への対応として、図書の受取や返却ができる場所の検討も必要となっています。

#### ・多様な利用者へのよりきめ細かいサービス

誰にも開かれた知の拠点としての図書館の役割を果たすためには、各世代、障害のある方、外国人市民等それぞれのニーズに対応した、よりきめ細やかなサービスの提供を図る必要があります。サービス展開に当たっては、読書バリアフリー法や、増加が見込まれる外国人市民の状況を踏まえるとともに、関係機関等との連携を深めながら取り組むことが重要です。

・ I C T ( \* 12 ) の積極的な活用

インターネットやスマートフォン、SNSの利用が日常生活に浸透し、市民の情報収集手段も大きく変化しています。図書館においても、電子媒体による情報提供や新たな技術を活用した利便性向上が、より重要なものとなっています。

電子書籍の導入や、地域の歴史的資料のインターネット上での公開、I C タグ ( \* 13 ) による自動貸出など、I C T を活用した時代に即した図書館づくりが求められています。

・ 地域の情報拠点としての市民の暮らしの質の向上や活力ある地域づくりに資するより幅広い取組

少子高齢化や人口減少をはじめとした様々な社会情勢の変化に直面する中、暮らしを取り巻く課題も多様化・複雑化しています。多くの資料や情報を有する図書館には、市民や地域の課題解決に向けた支援に役割を果たすことが重要となっています。

市民の課題解決を支援するとともに、生活に役立つ情報や地域の情報を集約して提供するなど、地域の身近な情報拠点としての機能を強化することが求められています。

また、気軽に訪れることができる図書館の特性を發揮し、多様な人が集い、学び、成果を生かす交流拠点としての役割も期待されます。

---

\* 12 I C T …情報通信技術、Information and Communication Technology の略。

\* 13 I C タグ ……電波を利用した電子タグシステム。現在資料に貼り付けているバーコードラベルに代わるもの。I C タグの導入により、セルフ貸出・返却、予約資料の自動受取りなど利便性向上が図られるとともに、蔵書点検での作業時間の短縮や無断持ち出しの抑制にも有効である。

・子どもの発達段階に対応した読書活動の推進

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

図書館では、おはなし会や中高生に向けた取組の充実、学校との連携、おはなし会の携わるボランティアの支援など、子ども及び子どもを取り巻く大人たちへの様々な取組を行ってきました。一方で、図書館・公民館等図書室における子ども（18歳以下）の貸出数は減少が続いています。また、国においては、「中学生までの読書習慣が不十分」、「高校生になり読書の関心度合いの低下」、「スマートフォンの普及等による読書環境への影響の可能性」という課題が指摘されています。

子ども読書活動の現状及び課題を踏まえつつ、子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、その特徴を考慮した効果的な取組を図書館、学校、関係機関、家庭及び地域が一体となって推進することが重要となっています。

## 第4章 基本的な考え方

### 1 基本理念

# 人とまちの未来を育む図書館

図書館には、市民の主体的な学習活動や、地域が抱える様々な課題解決への支援が求められているとともに、市民の多様化するニーズや、新しい時代の流れに対応した取組が期待されています。

本計画においては、図書館の使命を資料・情報の提供による「人づくり」と捉えるとともに、誰にでも開かれた「知の拠点」として市民一人ひとりに寄り添い、より豊かな暮らしや、まちづくり、まちの魅力向上に資する「人とまちの未来を育む図書館」を目指します。

### 2 基本目標

「人とまちの未来を育む図書館」を実現するために、社会情勢の変化や市民ニーズ、本市の図書館の現状と課題を踏まえ、4つの基本目標を定めます。

#### 基本目標1 生涯にわたる豊かな学びを提供する図書館

- < 施策の方向 >
- 蔵書の充実
  - 利用環境の充実
  - より身近な図書館サービスの提供
  - 多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの充実
  - ICTを活用したサービス向上



#### 基本目標2 市民や地域に活力を与える図書館

- < 施策の方向 >
- 課題解決支援の充実
  - 行政テーマと連携した情報提供・発信
  - 地域資料の収集・活用・継承
  - 本や人との出会い、交流の創出



### 基本目標 3 子どもが読書を楽しみ「生きる力」を育む図書館



- < 施策の方向 >
- 子どもが本にふれあう機会の充実
  - 読書の楽しさを伝え合う取組の推進
  - 子どもの読書応援隊の支援

### 基本目標 4 将来にわたり進化し続ける図書館



- < 施策の方向 >
- 中央図書館機能の確立・充実
  - 地域図書館における地域に根差したサービスの充実
  - 効果的・効率的な図書館運営

## 人とまちの未来を育む図書館

#### 基本目標 1

生涯にわたる豊かな  
学びを提供する  
図書館

多様な学びの提供  
身近で誰もが利用  
しやすいサービスの  
推進

#### 基本目標 2

市民や地域に  
活力を与える  
図書館

地域における情報  
拠点機能の強化  
多様な人が集い、  
学び、成果を生かす  
機会・場の提供

#### 基本目標 3

子どもが読書を楽しみ  
「生きる力」を育む  
図書館

子どもの読書環境  
の整備  
自ら進んで読書に  
親しむ子どもの育成

#### 基本目標 4

将来にわたり進化し続ける図書館

中央図書館機能の確立・充実と地域図書館における地域に根差した図書館運営  
効果的・効率的な運営による図書館サービスの推進

## 第5章 施策の方向・主な施策

基本目標を達成するために、施策の方向と主な施策を示します。

### 基本目標 1 生涯にわたる豊かな学びを提供する図書館

市民一人ひとりの主体的で多様な学びを提供する機能を充実するとともに、身近で誰もが利用しやすい図書館サービスを推進します。

施策の方向
蔵書の充実
利用環境の充実
より身近な図書館サービスの提供
多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの充実
I C Tを活用したサービス向上

施策の方向	蔵書の充実
蔵書の収集や提供は、図書館サービスの根幹となるものです。社会の動きや市民の多様な読書・情報ニーズに対応する蔵書構築を進めるとともに、収集した蔵書がより多くの市民に利用され、読書支援や読書意欲の創出につながるよう取り組みます。	
主な施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の多様な読書・情報ニーズに対応する蔵書構築</li><li>・資料選定の効果的な実施（蔵書構成や利用状況の分析及び選書スキルの向上）</li><li>・テーマ性のあるコーナー設置や排架（*14）・展示の工夫</li><li>・保存機能の充実に向けた検討</li></ul>

\*14 排架 …個々の資料を、分類記号などの所定の排列順序に基づいて、書架上に並べること。



施策の方向 利用環境の充実	
<p>誰にとっても利用しやすい環境整備に努めるとともに、図書館において読書や学習活動を通じ、有意義な時間を過ごす利用も増えてきていることから、居心地の良い空間づくりなど利用環境の充実を目指します。</p>	
<p>主な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適な読書環境の提供</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮した利用環境の整備</li> <li>・くつろいで読み聞かせができるスペースや学習スペースの確保</li> <li>・Wi-Fiによるインターネット環境の提供</li> <li>・飲食のできるスペースの検討</li> <li>・ICTを活用しながらグループでの学習や話し合いができるなど多様な活動に対応できるスペースの検討</li> </ul>

施策の方向 より身近な図書館サービスの提供	
<p>市内では25の公民館等において図書室を運営しており、これらの図書室は図書館とオンラインシステム及び配送網でつなわれ、本市の図書館ネットワークにおけるサービス拠点として重要な役割を担っています。こうした公民館等図書室との連携や図書館ネットワークを強化することにより、市民にとって身近な施設における図書館サービスの向上を図ります。</p>	
<p>主な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等図書室の利用促進に向けた資料選定等の支援</li> <li>・公民館等図書室への図書館が所蔵する資料の配本や配送システムの充実の検討</li> <li>・公民館等の図書室職員の研修会等の実施</li> <li>・図書館サービスが十分行き届いていない地域への対応として、図書の受取や返却ができる場所の検討</li> </ul>

**施策の方向 多様な利用者に向けたきめ細かいサービスの充実**

地域における知の拠点として、多様な市民に等しく学びの機会を提供する図書館の役割を踏まえ、各世代、障害のある方、外国人市民等それぞれのニーズに応じたサービスを関係機関との連携を深めながら充実します。

<b>主な施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各世代のニーズに対応したサービス展開             <ul style="list-style-type: none"> <li>若者世代                 <ul style="list-style-type: none"> <li>…若者世代の関心・課題に対応した資料・情報提供、参加型行事の開催、居場所づくり</li> </ul> </li> <li>子育て世代                 <ul style="list-style-type: none"> <li>…子育てに関する資料・情報提供、絵本など子どもと一緒に楽しめる資料の充実、子育て世代同士が交流できる機会・場の充実</li> </ul> </li> <li>現役世代                 <ul style="list-style-type: none"> <li>…暮らしや仕事に役立つ資料・情報提供、各種講座の実施</li> </ul> </li> <li>シニア世代                 <ul style="list-style-type: none"> <li>…就労や地域活動、生きがい・健康・趣味など生活の充実に資する資料・情報提供、各種講座の実施、居場所づくり</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・障害のある方の利用機会の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>…障害の特性等に応じた様々な形態の資料の充実や関係機関との連携、利用環境の整備、円滑な利用のための支援の充実、情報通信技術の習得支援等</li> </ul> </li> <li>・国際化に対応した資料や利用環境の整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>…外国語資料や日本語学習資料の充実、館内サイン等の整備、関係団体との連携</li> </ul> </li> <li>・図書館・図書室への来館（室）が困難な方に向けた貸出サービスの検討</li> </ul>
-------------	---

施策の方向 ICTを活用したサービス向上	
<p>ICTが目覚しく進歩し、市民の情報収集手段も大きく変化する中、図書館においても電子媒体による情報提供がより重要なものとなっています。また、ICTタグによる自動貸出しなど新たな技術の導入により利便性が向上することから、ICTを活用したサービスの導入について検討します。</p>	
<p><b>主な施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインデータベースやインターネット上の情報資源を活用した情報提供の充実</li> <li>・電子書籍の導入に向けた検討</li> <li>・デジタルアーカイブ(*15)の導入に向けた検討</li> <li>・ICTタグの導入など先端技術を活用したサービスの検討</li> </ul>

---

\*15 デジタルアーカイブ ...所蔵資料を電子化して、保存・公開するシステム。破損を恐れずインターネットで自由に閲覧することができ、地域資料・情報を広く活用又はPRする手段としても有効

## 基本目標 2 市民や地域に活力を与える図書館

市民の課題解決を支援するとともに、生活に役立つ情報や地域の情報を集約し提供するなど、地域における情報拠点としての機能を強化します。

また、人と本・情報をつないだり、人と人との学びを通じた交流が生まれる場として、各種講座の実施や交流・発表の場の提供を推進します。

施策の方向
課題解決支援の充実
行政テーマと連携した情報提供・発信
地域資料の収集・活用・継承
本や人との出会い、交流の創出

施策の方向	課題解決支援の充実
市民が必要な情報を適切に活用し、自らの生活をより豊かなものに導けるよう課題解決支援の充実を図ります。	
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レファレンスサービス(*16)の充実 (レファレンスツールの充実、職員の専門的スキルの向上、専門機関との連携等)</li> <li>・ライフステージに寄り添った情報提供の充実 (就職、スキルアップ、子育て、健康、相続等)</li> <li>・社会問題に対応した情報提供の充実(いじめ等)</li> <li>・ビジネス支援(*17)の充実</li> <li>・情報活用能力向上の支援</li> </ul>

\*16 レファレンスサービス ...利用者の相談に応じて、必要とする資料や情報を提供し、学習や調査・研究の支援を行うサービス

\*17 ビジネス支援 ...起業や就労を目指す人等を対象に、ビジネスに係る調査や仕事、資格取得に役立つ資料・情報などを提供するほか、関係機関と連携してビジネス相談会を実施している。

施策の方向 行政テーマと連携した情報提供・発信	
<p>行政施策との連携により効果的な情報提供・発信を行い、市民の暮らしや活力ある地域づくりを支援します。また、市政の推進に資する取組として、市職員に対しても図書館が積極的に情報提供を行うよう努めます。</p>	
<p>主な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・福祉・産業振興・多文化共生などの施策との連携による情報提供 (コーナー展開や図書と行政情報、講座等を組み合わせた情報提供など)</li> <li>・市職員に対する情報提供(庁内に向けたレファレンスサービス)</li> </ul>

施策の方向 地域資料の収集・活用・継承	
<p>相模原市の文化や歴史に関する郷土資料や、本市固有の行政資料、地域刊行物など、地域の記録・情報は市民の大切な財産です。これらの収集、保存、活用を推進し、地域情報の提供・発信の拠点として、地域の文化の継承・発展に寄与します。</p>	
<p>主な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資料の積極的な収集、整理、保存</li> <li>・地域資料の情報発信や活用推進 (公文書館、博物館等との連携や市民協働による取組、デジタル化の検討など)</li> </ul>

施策の方向 本や人との出会い、交流の創出	
<p>気軽に訪れることができ、かつ、豊富な本や情報を有する図書館の特性を生かして、生涯学習の機会や交流・発表の場を提供します。また、図書館事業に関わるボランティアの養成、支援を実施します。こうした取組を通じて、多様な人が集い、学び、成果を生かす交流拠点を目指します。</p>	
<p>主な施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきとした暮らしや新たな関心につながる講座・講演会等の実施</li> <li>・世代間など多様な交流の機会・場の提供</li> <li>・自己実現や地域活性化に資するボランティア養成・支援</li> </ul>

### 基本目標3 子どもが読書を楽しみ「生きる力」を育む図書館

子どもたちが、たくさんの本に出会い、その楽しさを知ることにより、読書を通して生きる力を育むことができるよう、発達段階の特徴を踏まえながら読書環境の整備を図り、自ら進んで読書に親しむ子どもの育成を推進します。

施策の方向
子どもが本にふれあう機会の充実
読書の楽しさを伝え合う取組の推進
子どもの読書応援隊の支援

施策の方向 子どもが本にふれあう機会の充実	
いつでも、どこでも、だれでも、読みたいとき、調べたいときに手に届くところに本があるように、子どもが本とふれあうことのできる機会を充実します。	
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにとって身近な施設である公民館等図書室の利用促進</li> <li>・児童書及び青少年向け資料の充実(魅力ある蔵書構成の構築)</li> <li>・子ども向けレファレンスサービスの充実</li> <li>・中学生・高校生の活動支援・居場所づくり</li> <li>・電子書籍の導入検討</li> <li>・障害のある子どもが利用しやすい資料の充実及び読書環境の整備・拡充</li> <li>・外国につながるのある子ども(*18)のニーズに合った資料及びPRの充実</li> <li>・子ども資料団体貸出制度(*19)の活用促進に向けた配送方法の検討など学校等関係機関との連携強化</li> </ul>

\*18 外国につながるのある子ども ...外国籍だけでなく、日本国籍であっても日本語以外を母語とするほか、日本語以外を母語とする保護者を持つなど、多様な文化的背景がある子ども

\*19 子ども資料団体貸出制度 ...小学校・中学校など、子どもと本を結ぶ活動を行っている団体等への支援として、児童書を中心とした資料をまとめて貸し出す制度

施策の方向 読書の楽しさを伝え合う取組の推進	
<p>読むことはもちろん、読んだときの気持ちを伝え合ったり、調べたことを発表したりすることで、読書から世界が広がる楽しさを感じてもらう取組を推進します。</p>	
<p><b>主な施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会やブックトーク（*20）等事業の実施・充実</li> <li>・親子等で楽しめる読書環境の整備・拡充</li> <li>・中学生・高校生を対象とした事業の拡充（ブックトークやビブリオバトル（*21）等）</li> <li>・子ども読書の日（*22）や読書週間等を捉えた普及啓発イベントの開催</li> <li>・図書館ホームページ等による読書活動に関連する情報発信</li> <li>・学生ボランティアの事業への参画</li> <li>・学生ボランティアとの協働による青少年向けコーナーの充実</li> </ul>

施策の方向 子どもの読書応援隊の支援	
<p>子どもと一緒に読書を楽しみ、その楽しさを伝えられる大人を増やすことで、子どもの読書活動へのサポートや、本に親しむ環境づくりを推進します。</p>	
<p><b>主な施策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ講座の実施など保護者に対する読書活動への理解の促進</li> <li>・保護者向け読書情報の提供など家庭における読書活動への支援</li> <li>・ボランティアとの協働によるおはなし会等の事業の開催</li> <li>・ボランティア養成等の各種講座の開催</li> <li>・ボランティア団体の活動情報の集約及び情報提供</li> </ul>

\*20 ブックトーク ... グループを対象に、特定のテーマのもと、数冊の本をあらすじや著者紹介等を含めて順序良く紹介するもの

\*21 ビブリオバトル ... 書評合戦。発表者が読んでおもしろいと思った本を一人 5 分程度で紹介し、全員でその発表に関する意見交換を行った後、どの本が一番読みたくなかったかを参加者の多数決で選ぶもの

\*22 子ども読書の日 ... 4月23日。平成13年に施行された子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の中で、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に定められた。

## 基本目標 4 将来にわたり進化し続ける図書館

本市図書館施策を企画及び統括し、専門的業務を担う中央図書館機能の確立及び充実を図るとともに、地域図書館においては地域に根差した図書館運営に注力し、それぞれの役割を果たすことで、社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応した質の高い図書館サービスの提供を目指します。また、効果的・効率的な図書館運営により、本市図書館の将来にわたる持続可能な発展を図ります。

施策の方向
中央図書館機能の確立・充実
地域図書館における地域に根差したサービスの充実
効果的・効率的な図書館運営

### 施策の方向 中央図書館機能の確立・充実

市立図書館において、中央図書館機能を確立・充実し、時代の変化を見据えた図書館施策の企画・推進を図ります。また、中央図書館として相応しい資料の収集や専門的な人材の確保・育成を図ることにより、高度で専門的なニーズへの対応や、地域図書館・公民館等図書室への支援を行います。

現施設において実現可能な中央図書館機能の充実に取り組むとともに、施設面に関わる機能について検討を進め、再整備に合わせ、中央図書館への移行を目指していきます。

#### 主な施策

##### 【企画・統括機能】

- ・ 社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応した全市的サービスの企画・推進  
 < 高齢化や本市の地域性を踏まえた図書館サービス網の充実、電子書籍、ＩＣタグ等の導入に向けた検討 >
- ・ 資料の収集・保管の統括及び本市図書館全体を捉えた資料構築  
 < 資料選定の総合的コントロール、知の拠点の根幹となる資料の蓄積と継承（地域資料、ラストワン本等） >
- ・ 図書館ネットワーク（電算システム・配送）の管理・運用  
 < 公民館等図書室や学校図書館への配送拠点、配送体制の強化 >
- ・ 関係機関、団体等との全市的な連携の推進  
 < 学校等関係機関との連携強化（学校への配送、資料選定の支援等） >

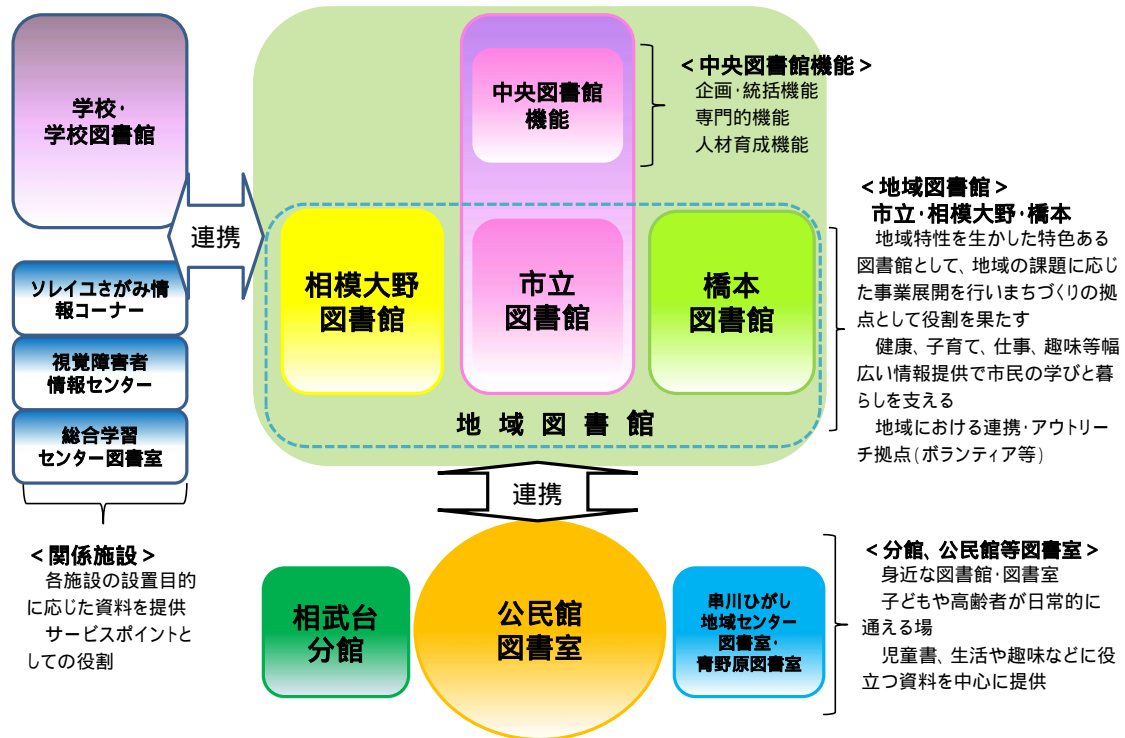


<b>主な施策</b>	<p><b>【専門的機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充実した資料群、設備、専門的人材による、多様化、高度化するニーズに対応したサービスの提供と地域図書館や公民館等図書室の支援</li> </ul> <p>&lt;幅広く豊かな蔵書、より専門的なレファレンスサービス(充実した参考図書、専門書、オンラインデータベース、インターネット環境、調査・相談業務に関する知識や経験を備えた人材による支援)、障害のある方に向けた多様な形態の資料収集と利用環境整備の推進、外国語資料や日本語学習資料の充実や館内サインの整備、関係機関との連携など外国人市民に向けたサービスの推進、地域図書館や公民館等図書室への蔵書や専門的人材による支援&gt;</p> <p><b>【人材育成機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点による専門的な人材の確保・育成 (専門的人材の計画的な確保・充実、図書館職員研修の充実)</li> </ul>
-------------	--

<b>施策の方向</b>	<b>地域図書館における地域に根差したサービスの充実</b>
<p>地域図書館では、地域に根差した図書館運営に注力し、地域の特性を生かした事業や自館の利用者ニーズに即したサービスを推進します。</p>	
<b>主な施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性やニーズ、課題に応じたサービスの充実</li> <li>・地域の情報拠点として市民の学びと暮らしを支える幅広い情報を提供(健康、子育て、仕事、趣味等)</li> <li>・近隣の学校や地域団体、ボランティアと連携した事業展開</li> <li>・生涯学習の機会、交流・発表の場の提供</li> <li>・地域におけるサードプレイス(*23)としての役割(図書館がより親しみやすい居場所となる環境づくり)</li> </ul>

\*23 サードプレイス ...第1の場「家庭」、第2の場「職場・学校」とともに、個人の生活を支える第3の場「たまり場、お気に入りの場」のこと。米国の社会学者レイ・オルデンバーグがその著書で提唱した。

## 中央図書館機能を備えた図書館ネットワーク



### 施策の方向 効果的・効率的な図書館運営

厳しい財政状況が引き続き見込まれる中で図書館サービスを発展させていくため、効果的・効率的な図書館運営を図ります。

これまで以上に、市民・関係機関・団体との連携・協働を推進するほか、図書館事業評価における分析の反映など効果的な事業展開による質の高い図書館サービスを目指します。

また、図書館運営を支える専門的職員の計画的な確保、レファレンスサービス、資料選定、各種図書館サービスの企画など図書館職員に求められる専門的能力をさらに向上させるための研修の充実を図ります。

#### 主な施策

- ・市民・関係機関・団体との連携・協働の推進
- ・図書館事業評価の実施と図書館サービスへの反映
- ・民間活力の効果的な活用による図書館サービスの向上
- ・ホームページやSNSなどにおける効果的な情報発信など図書館プロモーションの推進
- ・図書館、視聴覚ライブラリーの資料及び提供サービスの一体化の推進
- ・専門的職員の計画的な確保・充実
- ・図書館職員研修の充実

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 成果指標

指標	単位	現状値	目標値 (令和9年度)	指標の説明	主に対応する 基本目標	
登録状況						
1	市民登録率	%	22.7	25.0	図書館サービスの向上により市民の図書館利用がどの程度促進されたか測る指標	1・2・3・4
	18歳以下の子どもの登録率	%	30.4	33.0		3
	新規登録者数	人	15,839	16,200		1・2・3・4
2	来館者数	人	1,870,491	1,913,000		1・2・3・4
3	利用者の満足度	%	71.8	80.0	利用者のニーズにどの程度応えているか測る指標	1・2・3・4
4	図書館ホームページの一日平均アクセス数	件	29,230	30,000	インターネットによるサービスや情報提供がどの程度活用されているか測る指標	1・2・3・4
5	レファレンスの受付件数	件	35,870	39,000	市民や地域の課題解決にどの程度貢献しているか測る指標	2・4
6	地域資料の蔵書数	冊	79,010	92,500	本市に関する資料の収集が十分に行われているか測る指標	2・4
7	一般向け講座・講演会等の参加者数	人	2,243	2,600	市民に生涯学習の機会をどの程度提供しているか測る指標	2
8	「読書は好きですか」という質問に「当てはまる」「やや当てはまる」と回答した小・中学生の割合	%	69.0	75.0	子どもの読書への関心を測る指標	3

市立図書館の再整備時は目標値の見直しを行う。

現状値について、指標の1～3、5～7は平成30年度。4及び8は令和元年度。

## 2 進行管理

この計画を着実に推進するため、図書館法第7条の3の規定に基づく運営の状況に関する評価とあわせ、年度ごとに取組状況の評価を行ない進行管理するものとします。

評価は、成果指標に加え各種統計、利用者アンケート等を活用し、3図書館による内部評価と図書館協議会委員による外部評価を実施します。

また、評価結果を市民に提供するとともに、この計画の事業等の推進に活用します。

図書館法（昭和25年法律第118号）

（運営の状況に関する評価等）

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。